

大正・昭和戦前期の日本における視覚メディアと皇室 -撮影規定の設定とその運用を中心に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小山, 亮 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18751

2015年度 文学研究科

博士学位請求論文（要旨）

大正・昭和戦前期の日本における視覚メディアと皇室

——撮影規定の設定とその運用を中心に——

学位請求者 史学専攻
小山 亮

内 容 の 要 旨

1. 本研究の問題意識と目的

日本における天皇制が、近代化の過程において重要な役割を果たしたことは周知の通りである。その一方で、明治憲法下で天皇が主権者・最高軍事指導者と規定された中で行なったアジア太平洋戦争に至るまでのいくつもの戦争において、日本のみならず、戦場となった各地域や植民地支配を行っていた地域に対して惨禍をもたらしたがゆえに、天皇制をめぐる問題は日本の近現代史を考えるうえでも避けることのできない課題でもある。

戦後の歴史学における研究史のなかで、近代天皇制を近代転換期において再編成されたものとして問い直し、かつ近世後期から近代にかけての民衆の意識が反映されたものとして近代の天皇像を描く研究が現れて久しい。

また、同じく戦後の象徴天皇制に関しても近年研究が進み、人々の意識の反映としての天皇像という見地が深化している。本研究は、このような手法を前提として行うものである。

人びとがどのように天皇制を意識していたか、またそれがどのようにして現実の天皇や皇族のイメージ形成に影響し、彼らの行動を規定していったのかという問題、すなわち近現代における天皇像の検討は、19世紀から20世紀初期まで中心とした近代転換期と、戦後の象徴天皇制に対する分析がその多くを占めてきた。

本研究が目的としているのは、第一次世界大戦前後からアジア太平洋戦争の時期、つまり1910年代から1940年代にかけての天皇像がどのようなものであるかを検討

することである。この時期を対象とした研究は既にいくつかあり、世界的に君主制が動揺したこの時期に日本の皇室がどのように対応したのか個別に検討されているが、この時期に急増する天皇らの視覚的な要素がどのような背景をもってメディアに現れるかについての検討と、それを通じた近代転換期や戦後との関係性を論じた包括的な研究は未だなされていない。

本研究においては、マスメディアのカメラマンが天皇や皇族を撮影取材する際のルールを定めた「撮影規定」を分析の軸に据え、新聞や雑誌などのプリントメディアを主な対象として、そこに掲載される天皇や皇族らの図像がどのようにして作成され、あるいは受容されたかを検討する。そのための視角・手法として、その時々々の政府や宮内省ら当局者の意図・メディア事業者の思惑、また人びとの意識をも視野に入れ分析を行う。

2. 本研究の構成ならびに各章の要約

本研究は、第1章から第5章までの本論と、補論で構成されている。

第1章「1912年明治天皇大喪における撮影取材とその統制」では、1912年9月に行われた明治天皇大喪前後における撮影取材をめぐるメディア側と当局のやりとり及び掲載された写真記事の分析を行った。

明治天皇大喪時、大喪使や宮内省当局は明治天皇の死去当初において、撮影取材に対する準備は充分に行っていなかった。対して在京の新聞社らは当局との関係の深い写真師小川一眞を中心として「御大喪鹵簿謹写団体」を組織し、撮影取材の許可を求めた。大喪行事直前期の9月初頭に小川以外の勢力によるマグネシウムの爆発事

故が相次ぐと当局の態度は硬化したが、結果として小川の交渉により行事直前に最終的な撮影許可が得られた。

大喪使・宮内省当局の対応は後手に回っていたものの、撮影許可を小川の団体のみに与えることで撮影取材統制の窓口一本化を可能とし、野放図な競争による皇族や鹵簿の写真の濫発を抑制することに成功した。とは言え、メディアに対する統制として十分な方針があったとは考えられない。

この時期の新聞紙面は、普通の紙面では用いられないほどの大きなサイズの写真やイラスト・漫画等の図版が多用されている。明治天皇大喪の時点で、大正期から昭和戦前期の大喪・大礼行事において見られる様々な特徴の原型がここで既に現れていることが明らかになった。

第2章「大正への代替りと「撮影規定」の設定」では、明治から大正への代替わり後に現れた天皇の写真とそれに対する当局の対応をめぐる変化を、1913年の伏見桃山陵における天皇・皇后の「盗撮」事件と1915年の大正大礼を題材として検討した。

1913年の伏見桃山陵における天皇・皇后の「盗撮」事件は、新聞社の社員が関係者に紛れ込んで写真を撮影したことが問題視されることで、写真撮影取材だけでなく、行幸啓時における警備のあり様にも変化を与え、初めて明確に「撮影規定」が設定された。

大正大礼行事の期間における撮影取材に対する統制は当初、天皇の代替わりを契機として設定された規定を前提としながら警備を行う予定であったが、メディア各社は団体を組織したうえで繰り返し撮影取材許可と便宜を要求していった。これに対して大礼使は「御大礼謹写団」の組織を命ずる形を取る一方で、「大礼使写真班」として天皇の撮影の経験もある小川らを嘱託として起用している。同写真班は御所内の調度等の写真を下付し、御所内での取材に対する要求に一定程度応える形をとった。

大正大礼期間中の新聞紙面を見ると、主要な行事に合わせて、大礼使写真班から下付された写真や絵画が最も中心的な役割を果たしており、各社が自ら撮影した写真は補足的な位置付けであった。大礼使写真班による写真は、御所内の様子を無人の状態に撮影したものであるため、紙面にあれば最も価値を持つであろう即位関係儀式を行う天皇の姿は写真で伝えられることはなかった。

第3章「1921年皇太子外遊と撮影規定の緩和」では、1921年に行われた裕仁皇太子のヨーロッパ外遊を題材として、この時に行われた撮影規定の転換について検討した。

皇太子の教育の機会として知られるこの外遊は、天皇

や皇族らを題材とした写真記事・活動写真などの視覚メディアをめぐる状況の大きな転換点でもあった。

マスメディアにとっては一大商機であり、特に大阪毎日による取材攻勢は、積極的かつ周到に行われた。日本の取締の及ばない海外において、それまで禁じられていた徒歩の皇太子の撮影を行い、それを日本に送ることで新聞に掲載し、既成事実化していった。こうして大衆社会化への対応を模索する政府・宮内省当局と、部数拡大を狙うメディアとの関係が再編成されていった。

第4章「1928年昭和大礼と視覚メディア」では、1928年に行われた昭和大礼を対象として分析を行った。

1928年の昭和大礼は1920年代を通して最大規模の儀式であり、その撮影取材にあたっては、過去の形式を踏襲しながらも複雑な大系をなして撮影の取締が行なわれた。大礼使が予め「大礼新聞団」「大礼謹写団」を組織することを新聞・通信各社に求め、宮内省と協力のうえ取材の場所や時間の指定や写真の貸し下げを行った。制限された取材状況下で各社は写真電送装置の導入や輪転機の増強などで他社と競った。

紙面に掲載されたのは、新聞社撮影では写真は指定された場所・時間の鹵簿の写真があるものの数は少なく、目立つのは貸し下げられた天皇らの写真であった。内務大臣らの発言からは、警備の強化が共産主義思想の影響といった当時の社会状況に対応する形で行なわれ、取材に対する規制もその一環であることがうかがえた。

第5章「戦時期における天皇イメージ」では、グラフィジャーリズムを素材として、大正後期から戦時期における天皇・皇族の写真記事がどのような特徴を持つものかを検討した。

日本のグラフィジャーリズムの草分けである『アサヒグラフ』では、1920年代においては権威を上昇させる内容というよりも、人々がそれを求めることを前提としながら商品としての価値を持った内容のものが主であった。1930年代になると掲載量は減少するが、主要な行事があった場合を中心に、それ以前より大きな写真で掲載されることが多かった。その後、日中戦争勃発翌年の1938年に『写真週報』が創刊した。『写真週報』は、白馬などの天皇を示す可視的な表象を有効に活用し、さらに、構図に一定の空白を用いた〈畏まり〉の可視化を毎回天皇の写真に盛り込み、写真以外にも見開きの片方のページをほとんど空白とする手法を利用して、天皇の権威を可視化する方法を確立させた。この時期から終戦までは、政府が国民に見せることによって支配を実現し、効果的に国民を戦争遂行のために精神的に動員するための写真

記事が積極的に掲載された。

補論では、天皇や皇族の写真に関する衆議院・参議院に対して提出された請願の通時的な検討を行った。天皇や他の皇族の写真が新聞や雑誌に掲載されることに対する取締りを求める請願は、1910年代から特に日中戦争直前の1936年頃まで長期にわたって提出された。これらの請願を審議した衆議院・貴族院の請願委員会では、妥当な内容であるとして、常に政府宛に意見書として送付し続けた。一方で、それに対して目に見えるような対策がないことにつき、政府担当者に対して質問をぶつけるという場合もあったが、それに対して政府側は1918年には「皇室ノ御近況ヲ広く一般ニ紹介」するという意義を重く見て答弁を行なっている。このことから、この時期に内務省警保局において写真撮影に関する取締方針の転換があったことを明らかにした。

3. 本研究の結論

本研究が分析の対象としているはじめの時期である、1912年の明治天皇大喪、1913年伏見桃山陵での「盗撮」事件、1915年の大正大礼では、メディア側の積極的な取材攻勢が先立ち、当局はそれに対して後手になりつつも最低限の統制を実現していく方向にあったと言える。

伏見桃山陵の事件を契機として設定された1913年の撮影規定は、その統制の一つの形として現れたものであったが、積極的な取材攻勢が続くことによってその後さらに当局としては譲歩することとなる。

その最大の転換点であったのが、1921年に行われた皇太子外遊中における大幅な規定の緩和であった。これは、大衆社会化にどのように対応していくか模索していた皇室にとっても大きな変化であり、その後は皇室のメンバーの写真が恒常的にメディアに掲載される状況を生み出していった。

そのような流れ一定の軌道修正をもたらしたと言えるのは、1928年の昭和大礼におけるメディア統制であった。この時には、共産主義思想の影響といった社会情勢に対応するなかで、メディアの写真撮影に対する統制も厳格化していく傾向が見受けられた。

戦時期においては『写真週報』のような官製メディアが現れ、そこで打ち出された特徴が民間メディアにも波及するなどする形で、天皇の〈大元帥イメージ〉を体現する写真記事が繰り返し掲載されるようになっていく。

戦時期のような状況は、突然に現れたのではなく、視覚メディアが大量に流通するようになった20世紀初頭からのメディア事業者と政府当局の関係の系譜のなかで

生み出されていったものであったと言えるだろう。